

# 社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会定款施行細則

平成19年6月1日

細則第1号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第48条の規定により、本会の運営について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 理事会

(議決事項)

第2条 理事会で決定すべき本会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他那須烏山市長の許認可を受ける事項
- (2) 定款施行細則、経理規程、事務局規程、その他本会の運営に関する重要な規程等の制定及び改廃
- (3) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（会長の専決事項に係るものを除く。）
- (4) その他、本会業務に関する重要な事項

(報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき本会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 定款第27条の規定により会長が専決した職員の人事のうち、職員の任免及び施設の長、他の重要な職員の発令に関する事。
- (4) 会長が専決した予算の補正に関する事。
- (5) 予備費の支出に関する事。
- (6) 予算の流用に関する事（経理区分内の勘定科目の大区分を超える予算流用に関するものに限る。）
- (7) 定款第27条の規定により会長が専決した事項のうち、その内容が特に重要と認められる事項
- (8) その他役員から報告を求められた事項

## 第3章 監査

(監査の実施)

第4条 定款第39条に規定する監査は、会計年度終了後、会長が事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）、貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書、財産目録を速やかに作成し、6月末日までに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、本会の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

## 第4章 役員を選任

(理事の選任)

第5条 定款第18条の規定による理事は、次の団体の推薦及び理事会が推薦する学識経験者の中から評議員会において選任する。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 社会福祉事業を営む団体   | 1名 |
| (2) ボランティア活動を行う団体 | 2名 |
| (3) 那須烏山市行政       | 1名 |
| (4) 民生委員・児童委員協議会  | 1名 |
| (5) 自治会           | 1名 |
| (6) 学識経験者         | 2名 |

2 理事に欠員が生じたときは、速やかに前項の手続きを経て補充しなければならない。  
(監事の選任)

第6条 定款第18条の規定に定める監事は、次の各号の一に該当する者の中から評議員会において選任する。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 財務諸表等を監査する者      | 1名 |
| (2) 社会福祉事業の学識経験を有する者 | 1名 |

(評議員の選任)

第7条 定款第6条の規定による評議員は、次の団体の者の中から、評議員選任・解任委員会において選任する。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 福祉団体          | 4名 |
| (2) 社会福祉事業を営む団体   | 2名 |
| (3) ボランティア活動を行う団体 | 3名 |
| (4) 那須烏山市行政       | 1名 |
| (5) 民生委員・児童委員協議会  | 1名 |
| (6) 自治会           | 1名 |
| (7) 女性団体          | 2名 |
| (8) 学校長会          | 1名 |

## 第5章 事務の専決

(事務の専決)

第8条 定款第27条の規定に基づき、会長が専決することができる本会の業務については、次に掲げるものとする。

- (1) 規程等制定及び改廃に関すること（本会の運営に重大な影響があるものを除く）
- (2) 職員の人事に関すること。
- (3) 職員の給与に関すること。
- (4) 職員の労務管理・福利厚生に関すること。
- (5) 職員の退職手当等、その支出額の積算が契約等で規定されているもの、又は会計単位及び経理区分の現計予算における支出総額を変動させない勘定科目間の繰り出し・繰り入れに関するもの及び災害支援のための特定預金の取り崩しに関するもの等急施を要する予算の補正に関すること。
- (6) 工事、請負及び物品納入等の契約に関すること。
- (7) 資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること（原則として予算の範囲内の事項。ただし、緊急的な支出並びに処分が必要なものについては1,000万円を超えない範囲で執行することができる。）

- (8) 予備費の支出に関する事。
  - (9) 寄附の受入に関する事 (本会の運営に重大な影響があるものを除く。)
  - (10) 本会に関する情報の開示に関する事 (本会の運営に重大な影響があるものを除く。)
  - (11) 予算の流用に関する事。
- 2 前項に規定する業務の範囲には、本会諸規程において委任されるものを含むものとする。

## 第6章 細則の変更

(変更等)

第9条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

### 附 則

- 1 この細則の施行にあたって、必要な事項は、会長が別に定める。
- 2 社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会定款施行細則(平成17年10月3日)は廃止する。
- 3 この細則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年細則第1号)

この細則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年細則第1号)

この細則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年細則第1号)

この細則は、平成29年2月1日から施行する。